

令和7年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和7年3月26日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年3月26日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田恭子	2番議員	清水健一
3番議員	佐藤明孝	4番議員	平川勇
5番議員	川岸和花子	6番議員	岡戸章夫
7番議員	加藤久幸	8番議員	中根信一郎
9番議員	吉筋恵治	10番議員	中根幸男
11番議員	西田彰	12番議員	亀澤進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	野口和英	総務課長	平田章浩
防災監	小澤幸廣	政策企画課長	森下友幸
財政課長	鈴木俊久	税務課長	長野了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

一般質問

- 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第11号 森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

て

- 議案第 13 号 森町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 森町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 14 号）
- 議案第 19 号 令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 20 号 令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 21 号 令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 令和 6 年度森町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町小規模保育所）
- 議案第 25 号 森町道路線の廃止について
- 議案第 26 号 森町道路線の認定について
- 議案第 27 号 令和 7 年度森町一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 7 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 7 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 7 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 7 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 7 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 35 号 令和 7 年度森町公共下水道事業会計予算
- 議案第 36 号 令和 7 年度森町病院事業会計予算
- 発議第 1 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 2 号 森町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

<議事の経過>

議長	(吉筋惠治君)出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 それでは日程に入ります。 3月定例会3日目に引き続き、日程第1、一般質問を行います。
6番議員	6番、岡戸章夫君。 質問は混合方式です。 登壇願います。 (岡戸章夫君)6番、岡戸です。 通告のとおり、2問、混合方式にて質問いたします。
議長	まずは、第10次総合計画策定についてです。町が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための最上位の方針となる10年計画の第9次総合計画は、平成28年からスタートし、令和7年が最終年となります。激動する日本において、森町の行く末を左右する次の第10次総合計画は、また大きな意味を持つものと考えます。そこで、策定までの方向性やスケジュールと進め方をお伺いします。
町長	次に、プロジェクトマネージャーの導入について伺います。森町では、「住む人も持つ訪れる人も『心和らぐ森町』」の実現に向けても「森のベーション」計画を進めていますが、今後の森町の転機にもなる可能性を秘めた大きなプロジェクトであると思います。それ故に、このプロジェクトを前に進めていくには、これまで以上の推進力が必要と考えられるため、専任のマネージャーが必要ではないかと思いますが、町長の考えをお伺いします。以上。 (吉筋惠治君)町長、太田康雄君。 (太田康雄君)岡戸議員の御質問にお答えいたします。
	初めに、「第10次総合計画策定について」申し上げます。 第9次森町総合計画につきましては、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間として進めており、総合計画の進捗管理状況を毎年度、9月定例会の全員協議会において御報告させて

いただいているところでございます。令和6年9月議会において佐藤議員から「これまでの一般質問における答弁の進捗状況について」の一般質問をいただき、その際の答弁では、同時期に終期を迎える総合計画と総合戦略を統合して策定する予定であると申し上げました。

さて、御質問の第10次森町総合計画につきましては、総合計画と総合戦略を統合して、これから新しい時代の動向に的確に対応し、森町の特性を生かした豊かさが実感できる地域社会を構築していくための計画と考えております。また、多様な価値観の浸透や生活様式の変化、デジタル技術の発展など、社会の変化や新しい視点を踏まえ、目標数値や施策を見直しながら、地方創生の一層の推進を図ってまいります。策定に係る計画スケジュールにつきましては、令和7年度と令和8年度の2か年度を策定期間としておりますので、各年度の進め方について御説明いたします。令和7年度は、現計画における進捗・達成状況等を把握して、評価・検証するとともに、町民へのアンケート調査や町内における広聴会の開催、府内関係部局で構成する森町総合計画策定委員会の開催、外部有識者等を含めた森町総合計画審議会の開催、町民などが参加してグループワーク等を行うまちづくり検討会の開催等を予定しております。令和8年度は、引き続き、総合計画策定委員会の開催や総合計画審議会、まちづくり検討会の開催等を予定するとともに、「森町総合計画の策定等に関する条例」に基づき、森町総合計画の基本構想につきまして、議会の議決が必要であるため、議案として提出する予定でございます。また、予算につきましては、令和7年度に一部委員報酬等を予算計上しており、併せて令和7年度から令和8年度までの債務負担行為として、森町総合計画策定業務支援委託の設定をお願いしているところでございます。次期総合計画の策定につきましては、全員協議会において定期的に策定経過報告を行うとともに、住民の皆様の御意見をはじめ、総合計画審議会やまちづくり検討会など、町内外の様々な御

意見を踏まえた上で、森町に合った計画を策定していきたいと考えております。議員の皆様をはじめとする住民の皆様の御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、「プロジェクトマネージャーの導入について」申し上げます。議員御案内のとおり、昨年2月に行われた町長選挙では、「森のベーションまちづくり」として三つのまちづくりと六つの施策に取り組むことを町民の皆様にお約束をし、3度目の当選をさせていただきました。選挙の際に掲げたマニフェストを実現するため、令和6年度の機構改革において政策企画課を新設し、全庁を挙げて対応する事業について、組織横断的な総合調整を指示し、進めているところでございます。また、構想として掲げた「森のベーションまちづくり」を具体化するための手段として「遠州の小京都リノベーション推進計画」に全力で取り組んでおり、「森のベーションまちづくり推進予算」と位置付けた令和7年度当初予算には、森町都市公園整備事業、歴史民俗資料館移築等基本構想業務委託事業、城下地区歴史的資源活用まちづくり事業伴走支援業務委託事業等多くの事業を計上しております。加えて、令和7年度と令和8年度には、先ほど御説明をいたしました第10次森町総合計画の策定を控えており、今後一層の調整、推進が必要となつてまいります。

さて、議員御提案の「専任のマネージャー」につきましては、各種施策を推進する統括的な役割を担う職員を指すと理解しております。町におきましては、先ほど申し上げましたとおり、政策企画課がその役割を担っており、今後、更に強化が必要となることから、令和7年度、職員の増員を予定しており、主に「遠州の小京都リノベーション推進計画」を担当する主幹級職員一人を政策企画課に配置する予定でございます。加えて、令和7年度から新たに月例の政策会議を開催し、町三役、全課長出席のもと、町行政の基本方針及び重要施策に係る町長の意思決定に必要な協議を行い、政策の一層の推進と職員の意識共有を図つてまいります。さ

らには、時代の変化に伴い、多様化、複雑化する行政需要に的確に対応するためには、職員だけでなく専門的な知識や新しい視点を持った外部人材の活用が必要であると考えております。今年度は、町の予算を持出しすることなく活用できる総務省の「地域情報化アドバイザー派遣制度」や「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、必要な場面で専門人材の派遣を受けてまいりました。今後も必要に応じて、積極的に外部人材の活用を検討したいと考えております。ただいま申し上げましたように、令和7年度は新たな取組に着手してまいります。今後も引き続き、「森のベーションまちづくり」の実現に向け、新たなチャレンジで森町をリノベーションするよう、全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様方をはじめ、地域住民の皆様の御理解、御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。以上申し上げまして、答弁といたします。

議長

6番議員

(吉筋惠治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) それでは、まず第10次総合計画についての再質問をさせていただきます。

今回第9次と違って一つ大きく変わるところは、総合計画と総合戦略を一体化して、一つで進めていくということですけれども、そこの狙いをまず御説明いただけたらと思います。

議長

政策企画

課長

(吉筋惠治君) 政策企画課長。

(森下友幸君) 政策企画課長です。

岡戸議員の御質問にお答えします。

質問の内容は、10次総合計画においては、総合計画と総合戦略を一体化することで、その狙いはどうかということでございます。

まず、総合計画につきましては、基本的なことからお話をさせていただきますが、地方自治体が策定する自治体全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画ということでございますが、基本的な構造としまして、全国的には基本構想とこれに基

づく基本計画及び実施計画からなるものが多い、そういう3層構造です。おおむね10年間の地域づくりの方針を示す基本構想を受けて、5年程度の行政計画値を示す基本計画、それから3年程度の具体施策を示す実施計画の三つ合わせて総合計画とする場合が多いということでございます。

森町につきましては、森町総合計画の策定等に関する条例第4条の規定によりまして、基本構想と基本計画の2層によって構成することとなっております。

基本構想としましては、町の理想の姿を描き出すもので、その目標は行政と議会を含む全町民が共有し、協力して実現を目指していくことになる総合計画の基本計画だけではなく、その他様々な他の個別計画の礎となります。

次に基本計画としましては、基本構想に掲げる将来像等を実現するために、その施策や根幹的な事業を示すもので基本構想の下位に位置付けられ、新規事業を始める際などに、この基本計画のこの部分に載っているというように、根拠を示すものとなります。森町としては定められておりませんが、実施計画につきましては、基本計画に基づく施策を比較的短いスパンでどのように実現していくか、具体的な事業内容を明らかにするもの、予算編成の指針等となりまして、社会経済情勢の変化等に迅速に対応するため、毎年見直し、ローリング等を行うものとなっております。実際、森町としましては2層構造ということでこの実施計画という部分がございませんが、9月の全員協議会の際に、毎年、御報告させていただいておりますけれども、総合計画の進捗状況を御報告させていただいております。総合計画につきましては、六つの基本の柱から15の施策の基本方向を定めて、199の主な事業と31の目標指標を定めて進行管理を行っております。それで、総合戦略は5年間の目標になりますけれども、こちらにつきましては、四つの基本目標を定め、基本目標にKPIとして35の指標を掲げて、進行管理をしているということになります。しかし、小さな

組織でありますので、総合一般的に言われている総合計画の実施計画に基づくような検証を毎年、総合計画と総合戦略の両方で行っているということで、各課事業を行っている担当の負担感もありますから、より総合計画を定める際に総合戦略的な内容も含めて、一体として管理していくことが適当でないかなということを考えております。しかし、総合戦略というものは、元々デジタル田園都市国家構想に基づいて、人口ビジョンを示して、それに基づく計画を定めて行うものでありましたが、国、総務省では、総合計画等々、地方版の総合戦略を一体のものとして作成することが可能だという場合として、総合計画等がデジタルの力を活用した地方創生という目的が明確にされていること、それから目標や重要業績評価指標が設定されるなど、総合戦略としての内容を備えていること、その二つの要件を備えていれば、総合計画を総合戦略として一体としてみなすというような見解が示されておりますですから、そういったところを注意しながら、第10次森町総合計画については、総合戦略と一体のものとして、策定する方向で進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長

6番議員

(吉筋恵治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) そこは了解しました。

進め方で、今、町の将来像ということで掲げられているものは、またこの10次の計画を立てる時に、また将来像というのは、新たに変えていくというか、更新していく考え方なのか、継続してこれは引き続くのか、そちら辺はどうお考えでしょうか。

議長

政策企画

課長

(吉筋恵治君) 政策企画課長。

(森下友幸君) 政策企画課長です。

岡戸議員の質問にお答えします。

第9次総合計画に示された将来像を第10次の総合計画の将来像とするのか、また第10次では新たな将来像を設定するのかというような御質問かと思います。第9次総合計画におきましては、将来像として「住む人も訪れる人も『心和らぐ森町』」ということ

で、10年間の目標を定めていました。それでその基本計画におきまして、六つの基本の柱として、保健・医療・福祉、教育・文化、活力・情報発信、産業振興、安心・安全、自然環境を定めて、それに基づきまして、15の施策の基本方向を定め、またその下に199の主な事業を設定させて、執行管理を行いました。今回の第10次森町総合計画策定につきましては、今お話ししました六つの基本の柱と15の政策それから199の主な事業につきまして、来年度、令和7年度におきまして、現行計画の進捗状況の確認を進めたいと思っております。そして、現行計画の進行管理をしまして、できているもの、できていないものとかあるかと思います。そういうものを取りまとめまして、新たな計画へ反映させていきたいと考えております。それでまた各課からのヒアリングを行ったりとか、それから町民のアンケート等を行いまして、基本的には9次をそのまま踏襲する、しないとかということを前提に置かずに、新たな検証、進捗状況の確認を受けたうえで、基本構想等の作成を行っていきたいなと考えておりますので、現在のところでは踏襲する、踏襲しないというところは、定めていないというところが正直なところです。以上です。

議長

6番議員

(吉筋恵治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) 確かに、その前の第8次総合計画の時には「ええら森町!」というキャッチフレーズとかにも近いと思うのですけれども、「みんながチカラの郷づくり」ということで「古きをいかして新しきを創る」将来像を掲げられていたと思います。「ええら森町!」というのは今でも、全く消えたフレーズではなくて、時より「ええら森町!」というフレーズも聞かれたりするので、今、第9次の「心和らぐ森町」というのも刷新した方がいいのか、また継続した方がいいのかというのを僕も分かりませんけれども、そういう次の審議の中で検討していただきたいと思います。それで大枠のところは、今、理解させていただきました。

現在の第9総合計画の策定にあたり、私も平成28年にまちづく

り検討会の一員として参画させていただきました。当時のことをお振り返りつつ、この第10次総合計画策定にあたり、こうしたこととはできないかなとかいう思いで、次に策定に関わる人たちにつながっていくことが何かできたらいいなと、今回質問させていただいております。当時、私は議員ではなく、一町民であり、まちづくりの一つとして、有志でもりほたるや町並みと蔵展の参加など関わっていたものの、町政についてはそれほど詳しくもなく、漠然ともっとこうしたらしいなというような感覚でこの会に臨んでいたと思います。そういう感覚のもと、参画させていただいたまちづくり検討会でのグループとして強調させていただいたのは、当時は、森町の情報発信ということでした。これは総合計画の中でも取り入れていただき、現在行政からのプロモーションも町民からの発信もかなり進んだなと実感しております。一方で、非常に限られた回数の中での検討会でしたので、少し足りなかつたのは、この第8次総合計画の総括が薄かったのかなと感じています。ワークショップ形式でしたが、第1回目から森町の良いところ、悪いところの意見を出し合って、当時始まりましたが、今思うと、もう少しその前段階で総括から入ればよかつたのではないかと思います。一応進め方の中には、そういうことも言われていたので、そういう検討会の中でもそういったところを出していただきて、そのうえで現状分析に入るのが大切ではないのかなと思います。まちづくり検討会の中でも、やはり総括をベースに現状分析というような形で入った方がよろしいかなと思うのですけれども、その辺の進め方について検討していただきたいのですけれども、担当課が政策企画課になると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長

(吉筋恵治君)政策企画課長。

政策企画

(森下友幸君)政策企画課長です。

課長

岡戸議員の御質問にお答えします。

第9時総合計画の策定の際に、まちづくり検討会に参加された

際に、第8次総合計画の総括がなかなかうまく進まなかつた、不十分というようなことでしょうか。それを今回の第10次総合計画の策定の際、まちづくり検討会等での総括、分析をどのように進めるかということについてお話をさせていただきたいと思います。

第9次森町総合計画につきましては、先ほどお話しましたように六つの基本の柱、それから15の施策、そして199の主な事業と31の指標使用について、進行管理を毎年度行ってきました。各課に職場進行管理者を置きまして、担当課において年度ごとの事業の進捗状況をS、A、B、Cの4段階で評価して、確認を行ってきました。それから、31の目標指標についても、数字として表れる目標がありましたものですから、それを毎年度把握して、評価目標値との差を確認しつつ、評価を毎年度行っておりました。聴くところによりますと、第8次総合計画につきましては、このような毎年行われる進捗管理、ローリングが行われていなかつたようで、第9次総合計画を策定する際に、まとめて進捗の確認を行つたということを聴いております。今回、第9次森町総合計画では毎年度そのような進捗・進行管理を行っておりますので、総合計画の進捗管理、それから目標指標の確認等はスムーズにできるのではないかなどと思っております。

補足してお話をしますと、令和7年度、令和8年度、2か年にわたって策定を進めるわけですけれども、まちづくり検討会につきましては、令和7年度は4回、令和8年度は2回、合計6回を予定しております。1回目につきましては、オリエンテーション、現計画の評価、それから基礎調査、アンケートの調査結果等、グループワークを行いまして、最終的にまとめに持っていく这样一个形を考えております。ですので、第1回目のまちづくり検討会は令和7年11月か12月頃を予定しておりますが、その頃には現計画の評価、それからアンケート等の結果出ているかと思います。ですから、そこからのスタートができるように、今回は進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長	(吉筋 恵治 君) 町長、太田康雄君。
町 長	(太田 康雄 君) ただいま政策企画課長からお答えをいたしましたけど、私から少し補足をさせていただきますと、最初の答弁でお話をさせていただいたように、総合計画を策定するにあたっては、まちづくり検討会、また役場の内部、庁内関係部局で構成する策定委員会、そして議会、あるいは外部の有識者にもお願いをして行う審議会、この三つの構成で今のところ考えております。その中でまちづくり検討会の位置づけというのも、それぞれの会議の位置づけというものもありますので、それらを考えたうえで、どのように進めていくかというのはこれから進めながら検討していきたいと思っています。確か第9次の時にも予定をした回数よりもまちづくり検討会の委員からもう1回という御要望があって、回数を増やしたような記憶もありますので、そういうことも今後考えられますので、先ほど課長が御答弁いたしましたのは、現在想定しているスケジュールということで、当然進めていくうえで柔軟に対応させていただきたいと思っておりますので、その点も御理解いただきたいと思います。
議 長	(吉筋 恵治 君) 6番、岡戸章夫君。
6番議員	(岡戸 章夫 君) 確かに前回、非常に短いというか、5回やっておりますけれども、8回でしたっけ、8回、議論の中でもう少し増やしたいということでやってきておりますけれども、その頃、当然町民というのはやはりあまり分からぬ状態で、そういう政策とか細かい分からぬ状態ではぱっとみんなで集まって、そこで意見を出し合うという、そういう検討会のメンバー構成なので、今回少しそういったところに時間を割いていただいて、スタートするのがよろしいかなと思います。その総括の中で、もちろん行政側の皆さんのお実績評価というのも当然あると思うのですけれども、例えば、当時、検討委員会であったメンバーや策定計画審議会の委員の皆さんにも振り返ってみて、この10年どうであったかという意見を聞いたらいかがでしょうか。策定に関わった

者としては、やはり責任を感じていますし、やはり作って終わりではなくて、評価までが一つの仕事ではないかなと思います。町の継続性、持続性という視点からも、次につないでいくうえでも、そういう前回、第9次総合計画の策定に関わった人たちの評価も聴いてみるのも一つではないかなと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（吉筋 恵治君）政策企画課長。

政策企画課長（森下 友幸君）政策企画課長です。

岡戸議員の御質問にお答えします。

質問は、第9次総合計画を策定した際の審議会とか、まちづくり検討会のメンバーも策定した責任というか、そういういたものがあるので、そういう人からがこの10年間の評価を聞いてみたらどうかという御質問かと思います。そういうことについて、今日初めて聞きましたから、ちょっと正式にお答えはできないわけですけれども、確かにそういう御意見を伺うということは、次の第10次総合計画を策定する際にも、助けになるかと思いますので、どういう形になるか分かりませんけれども、審議会、それからまちづくり検討会に参加された人の御意見が反映されるような方法をちょっと検討してまいりたいと思います。

議長（吉筋 恵治君）町長、太田康雄君。

町長（太田 康雄君）私からも少し述べさせていただきますが、第9次総合計画策定時のまちづくり検討会の委員として岡戸議員が参加してくださいり、またその後、自分たちが関わった総合計画がどうだったのかという責任も感じていてくださるということは、大変ありがたいことだと思っております。ただ、この10年間の間に、当時の委員の皆さんの状況の変化も当然あるでしょうし、あるいは町外に転出された人もあるかと思いますので、御意見として伺っておきます。けれども、その方法としては個別に、かつて委員を務めていただいた人に御意見を求めるのか、あるいは町民アンケートを実施しますので、その中でそういった思いのあ

る人は記述をしていただけるようなアンケートにするか、その方法についてはいくつかあろうかと思いますけども、御意見として伺わせていただきます。

議 長

6番議員

(吉筋 恵治 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) 先ほど課長から責任があるという表現ありましたけど、あくまで僕は責任を携わった者として感じているということで、責任があるとまでは言っていませんので、そこら辺のニュアンスはお願いしたいと思います。

それと、引き続きこのまちづくり検討会のお話ですけれども、委員というのは各地区の町民で構成されると思いますけれども、多くの町民はやはり自分のこの生活圏の目線から意見を出す形となります。それはそれで当然なことではあると思いますけれども、一方でもっと広い視野の視点も必要かなと思っています。例えば、先進的にまちづくりに取り組んでいる事例などを委員が研修するというとちょっと大げさですけれども、実際に行けなくても、そういう事例を参考にすると、そういう自治体とオンラインで意見交換をするとか、そういう時間を限られた時間の中ですけれども、設けてもいいかなと思います。これも当時参加していた自分の思いからですけども、当時、世間のことはあまり知らなくて、検討会の中で、こういう事例をもっと知つていれば、また違った見方もできたかなと今、思ったりもしています。ですので、検討会の中で、例えばこういう事例があるのか知りたいとかそういった、意見も吸い上げて、その検討委員会に役立てていただきたいのですけれども、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

議 長

町 長

(吉筋 恵治 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) まちづくり検討会の委員を経験された岡戸議員からの御質問でございます。

これまでにも答弁させていただいているように、今回考えておりますまちづくり検討会は、第10次森町総合計画を策定するうえで、御意見をいただく会ございます。ですので、まずは第一義的

には総合計画の策定が目的でありますので、そのために必要な情報提供等はさせていただきますが、あまりその先のことまで、研修、あるいはということまで行っていくと、かえってそれこそ責任を負わせてしまう、負荷をかけすぎてしまうということも考えられますので、その辺は考慮しながら検討したいと思います。ただ、まちづくり検討会を経験された岡戸議員が当時はあまり町政に関心はなかったけれども、その経験を踏まえて、町議会議員として立候補され、町政に直接携わる立場になられたということは、大変好ましい事例だと思っております。ですので、まちづくり検討会に参加をしていただき、そこで町政に関わっていただくことで町政への関心をさらに深めていただく、森町への関心をさらに深めていただく、そういう機会にもなるようにということも頭に置きながら進めてまいりたいと思います。

議長

6番議員

(吉筋恵治君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) 自分の経験からいろいろ提案を話させていただきましたけれども、何はともあれ、これからの中10年間は、やはり森町にとって大きな転換期だと感じています。産業のあり方とか、教育のあり方とか、福祉のあり方とか、次の世代により良い森町をつなげていっていただくため、町全体での深い議論になることを期待します。

それでは次に、プロジェクトマネージャーの件です。令和3年3月に地域プロジェクトマネージャーについても、私、一般質問させていただきましたけれども、当時よりこの10年間、非常に、またいろいろなことが前に進む予感を私はしております。予感というか期待というか、そうしていかなければいけないという責任というか、そんなものを感じております。そういう中で再度、一応プロジェクトマネージャーという呼び方をしましたけれども、そういう専任の人を置いてもいいのではないかなと思います。今すぐということでもないですけれども、そういうものが必要な時期が来たら、そういう進め方があってもいいのではな

いかなと思います。もちろん政策企画課中心にいろいろなプロジェクトをこれから進めていくということは理解できますし、皆さんがあれをできないというわけではなくて、もちろんそれには期待するところですけれども、そうは言ってもやはり、もう少し統括していけるそういうマネージャー的な人がいれば、よりスピード一に物事が運ぶのではないかと個人的には思っています。例えば、静岡県小山町さん調査ですとか、茨城県境町さんですとか、神奈川県松田町さんなどでは、そういう外部人材活用して、成果も出しているところもありますので、そこら辺も研究といいますか、ぜひ今後の検討課題にしていただきたいなと思っています。

それと前回質問した時は感じてなかったのですけれども、一つ、今回新たな視点として、質問させていただいているのは、コロナ禍、パンデミックがあり、その次には大きな災害がありということで、だいぶ通常の業務以外に、それに対応するために多くのリソースがそちらに対応せざるを得なかつたという事態がありました。一方で、そういうことがあっても、やはり町が進めていくリノベーションであるとか、これからの方策というのは前に進めいかなければいけないので、からのそういう何が起こるかわからない有事に対応するためにも、といったところからは独立した進め方ができる人をプロジェクトマネージャーとして置くことで、危機にも対応できる、本来やらなければいけない政策も進められる、といった観点もあるのではないかと思うのですけれども、といった見方についてはいかがでしょうか。

議 長

町 長

(吉筋 恵治 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) 岡戸議員から危機のときでも進めるべき事業を進める体制を構築するためにも、プロジェクトマネージャーが必要ではないかという御意見・御質問でございますけれども、このプロジェクトマネージャーの考え方として、町が進めるこのプロジェクトに対して特化したマネジメントをしていただく存在

というように私は捉えておりますけれども、とは言っても、では遠州の小京都リノベーション推進計画を令和7年度には専任の職員を配置するということを答弁いたしましたが、その職員が一人で全てをできることでは当然ありません。調整等を専任で行うという意味で配置をするわけでございまして、例えば遠州の小京都のリノベーション推進計画を進めるためのプロジェクトマネージャーを置いたといたしましても、それが一人でできることではないと考えております。当然各課横断的に事業に取り組んでいかなければなりませんし、担当課が並行となってまいります。まさに全庁を挙げて取り組んでいく事業であります。そういった中で、例えば大きな災害に見舞われたときに、災害は危機管理課も拡充して新設をしますけれども、災害があったときに危機管理課だけで対応できるかというと、災害の規模によりますが、これまでの台風15号、台風2号のような災害が発災した場合に、危機管理課だけで対応できるかといえば、そうではなくて、やはり全庁的に取り組んでいかなければならぬ。町が置かれている状況によって、どこに力を入れなければいけないかというのは、その状況によって当然異なってまいりますので、そういった災害に見舞われた際には、遠州の小京都リノベーション推進計画推進事業については、一旦足踏みをすることも、私はやむを得ないと考えております。やはりその場面で、町民のために町として何を最優先に行わなければいけないか、それを考えながら進めなければならないと思いますので、プロジェクトマネージャーを配置すれば、どんな時でもその事業を推進できるかというとそうではないと私は考えております。

- 議長　（吉筋惠治君）ここでしばらく休憩します。
（午前10時21分～午前10時30分　休憩）
- 議長　（吉筋惠治君）休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2から日程第27までの議案26件を一括議題とします。
本件は、3月10日の本会議において所管の常任委員会に付託し

てありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、第一常任委員会委員長、亀澤進君。

登壇願います。

12番議員

(亀澤進君) 第一常任委員会委員長、亀澤進です。

第一常任委員会委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議において第一常任委員会に付託されました案件は、議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第8号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、議案第11号「森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」、議案第15号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「森町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について(森町小規模保育所)」、議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」、議案第30号「令和7年度森町介護保険特別会計予算」、議案第36号「令和7年度森町病院事業会計予算」、以上、議案15件であります。

付託された議案審査のため、去る3月12日、13日、14日、17日の4日間で委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月12日、午前9時30分、委員会室において委員全員の出席、当局より副町長出席のもと、委員会を開会しました。議長、副町長の御挨拶をいただいた後、付託の議案審査に先立ち、文化会館小ホールつまり天井外1か所の現地視察を行いました。現地において、担当課職員から説明を受けた後、役場委員会室に戻り、審査の方法を確認後、教育長より御挨拶をいただいた後、学校教育課所管事項の審査に入りました。議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」に係る学校教育課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「教育支援センターわかばを利用している児童・生徒の人数と増減の傾向は。」との問いに、「登録は13人で、多い日は8人、少ない日は二、三人が利用している。不登校とされる対象者は、年間30日以上欠席の者で、病気や経済的な理由の者を除き、平成30年ごろから徐々に増加傾向にある。」との答弁でした。「教師資格を持ったフィリピン人は教え方も上手く、人件費も安いと聞くが、ALTの国籍は。」との問いに、「JETプログラム活用でアメリカが3人、イギリスが一人、直接雇用でカナダが一人、派遣会社委託でフィリピンが一人となっている。」との答弁でした。「英語教育の効果は。」との問いに、「校内の掲示板や階段など、いろいろなところに英語の表記が増え、授業だけでなくALTと児童・生徒が常に関わり、会話をしているような様子が見られ、外国籍の人たちに当たり前のように接している雰囲気を感じている。」との答弁でした。「北海道森町との児童・生徒交流事業は2泊3日では短いのでは。」との問いに、「どちらの森町もホームステイの受入れがなくなっている。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で学校教育課に係る審査を終了しました。

次に、健康こども課所管事項の審査に入りました。議案第15号

「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について（森町小規模保育所）」を議題とし、質疑に入りました。「子育てサポートわらべの会について説明を。」との問いに、「子育てサポートわらべの会は、当保育所開所と合わせて設立され、構成員が保育所の職員全員となる任意団体で、保育所開設時から指定管理者として指定している。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る健康こども課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「こえのもり しづおか市町共同利用負担金について説明を。」との問い合わせに、「県では、小学生から 29 歳の子供・若者の意見やアイデアを広く聞くため、WEB サイト『こえのもり しづおか』のオンライン環境を整備している。来年度から、県が市町との共同利用を開始するため、森町としても参加をし、今年度中に策定する森町こども計画における評価の指標として利用していく。」との答弁でした。「短期入所生活援助事業委託料について説明を。」との問い合わせに、「こども計画策定の中でニーズ調査を行った際に、一定数の希望があったことから、事業を計画することにした。保護者の病気や家庭において養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一定期間養育・保育・保護を行う事業になり、母親も利用できる。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で、健康こども課に係る審査を終了しました。

次に、財政課所管事項について審査に入りました。議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る財政課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「歩行型草刈機の貸出状況は。」との問い合わせに、「昨年度までは利用頻度が高く、主に社会教育文化振興で使っていた。今年度については利用はない。」との答弁でした。「公共施設等災害復旧事業に

ついて説明を。」との問い合わせに、「場所は町営住宅天宮団地の西側斜面の町有地で、令和4年9月の台風15号の影響で法面が崩れ、応急復旧をした。今年度に入り、隣接地の所有者の理解を得たので、ボーリング調査と予備設計が今年度末で完了する予定で、来年度に本設計となる。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で、財政課に係る審査を終了しました。

次に、会計課所管事項の審査に入りました。議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」に係る会計課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、以上で会計課に係る審査を終了し、1日目は散会しました。

3月13日、午前9時27分、議員控室において委員全員の出席、当局より町長出席のもと、委員会を再開しました。町長の御挨拶をいただいた後、福祉課所管事項の審査に入りました。議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」に係る福祉課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「基幹相談支援センターについて、森町で現在、困難事や虐待が疑われるケースがあるのか。」との問い合わせに、「虐待については今のところない。困難事例についても職員や委託相談の事業所等で解決が図られている。」との答弁でした。「あいあい学園運営費補助金について説明を。」との問い合わせに、「掛川市にある事業所で、知的障がい者の日常生活上の介護支援や生活能力を向上させるための支援を行う生活介護の事業所となる。平成8年度から静岡県と掛川市がその運営費の補助をし、菊川市にも利用者がいるということで、平成17年度から運営費の補助を始めている。また、森町にも利用者がいるということで令和5年度に要望があったが、令和6年度予算編成に間に合わなかったため、来年度から補助をしていきたい。」との答弁でした。「保健福祉センター照明器具LED化について、電気代はどれくらいの節約になるのか。」との問い合わせに、「電気代については算出は難しいが、電力量はこれまでの蛍光灯

の半分くらいになる。」との答弁でした。「シニアクラブが減少傾向にあるようだが、大丈夫か。」との問い合わせに、「人生 100 年時代とも言われる中で、これまで定年 60 歳だったのが 65 歳に延び、またそれ以降も働く方があり、以前とは時間の使い方、生活の仕方が違ってきてている。シニアクラブに限らず、森の夢づくり大学や、様々なボランティア活動など、高齢者の皆さんのが活動・活躍する場は設けられている。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 30 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計予算」を議題とし、質疑に入りました。「認定調査は年間何件程度あるのか。」との問い合わせに、「令和 5 年度は全体で 856 件、そのうち新規が 238 件、区分変更が 173 件、更新手続が 315 件、簡素化が 130 件である。」との答弁でした。「調査員の結果はばらつかないのか。」との問い合わせに、「人がやることなので、中にはずれることもあるかと思うが、そこをいかに少なくして適正な認定調査の結果を出していくかというところを、担当職員全員で心がけている。」との答弁でした。

「介護支援ボランティアについて説明を。」との問い合わせに、「町で養成したボランティアは、運動支援ボランティア、生活支援ボランティア、移動支援ボランティアがあり、登録者数は 135 人となっている。ボランティアポイントの申請は、令和 5 年度の実績・活動としての報告が 51 人あった。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で、福祉課に係る審査を終了しました。

次に、議会事務局所管事項の審査に入りました。議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る議会事務局所管事項についてを議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、以上で議会事務局に係る審査を終了し、2 日目は散会しました。

3 月 14 日、午前 9 時 30 分、委員会室において委員全員の出席、当局より副町長、教育長出席のもと、委員会を再開し、社会教育課所管事項の審査に入りました。議案第 17 号「森町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第 27

号「令和7年度森町一般会計予算」に係る社会教育課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「地域クラブ活動推進協議会の進捗状況は。」との問い合わせに、「今年度に関しては、協議会を3回行い、町内の中学校部活動の状況を整理したり、移行スケジュールや令和6年度の取組の検討、段階的移行の課題の整理をしたりしている。令和10年度を目標に地域移行を完了するというようなスケジュールで進めている。具体的なスケジュールは令和6年度、令和7年度で合同部活動の推進を図り、令和8年度、令和9年度で休日の部活動の地域移行を目指し、令和10年度から平日も含めた部活動の地域移行を進めていく。」との答弁でした。「部活動の地域移行について、どのような課題が挙がってきたのか。」との問い合わせに、「一番大きな課題は指導者の確保というところで、現在指導者の募集をしており、27人ほどの登録がある。また、中学生の移動方法や会場についても、課題として整理されている。持続可能な地域クラブにするには、指導者が一人ではいけないので、何人か人数が集まって地域クラブを立ち上げてほしいというところがあり、会費もしくは参加費といったものをいただいて、指導者に報酬として支払う、そのような運営方法などを課題として整理している」との答弁でした。

「地域クラブ活動指導者の報酬は。」との問い合わせに、「今後設置を予定している『スタート・アップ！M o r i • A s a h i』クラブの指導者への報酬は、1時間2,000円を予定している。最終的に地域クラブが立ち上がれば、そちらのクラブで報酬等は確定していくと思うが、今やろうとしている『スタート・アップ！M o r i • A s a h i』クラブは、実証実験的な位置づけであり、参加費として1回500円を生徒からいただき、その参加費で指導者に報酬を1時間2,000円で支払う予定でいる。この実証実験により、それが適当かどうか検証したいと思う。」との答弁でした。「地域クラブ活動指導者の報酬の1時間2,000円の根拠は。」との問い合わせに、「学校教育課が所管している部活動の外部指導者の報酬が2,000

円になっているので、それも参考にしている。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で、社会教育課に係る審査を終了しました。

次に、防災課所管事項の審査に入りました。議案第 11 号「森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。「これまでに森町消防団で 35 年以上の勤続者はいるのか。」との問い合わせ、「現状で最長が 15 年になるので、35 年に至るまではまだまだというところになる。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 12 号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第 13 号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。「活動実績のない団員をどのように確認するのか。」との問い合わせ、「まず事務局が 1 年間の活動実績報告を確認し、活動実績がない者を抽出する。次に各分団長にその対象者を確認してもらい、活動実績がないと認められる者を記載した様式を提出してもらう。」との答弁でした。「活動の範囲は。」との問い合わせ、「災害の出動、各種訓練、分団会議、地域の防災訓練など、幅広く活動として認める方向である。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る防災課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の実績は。」との問い合わせ、「令和 6 年 5 月から制度が始まり、令和 7 年 2 月末までで 55 件の申請があった。来年度は 1 件当たり 2,000 円を 100 件分計上した。」との答弁でした。「準中型自動車運転免許費補助金について、前年度の実績と補助額は。」との問い合わせ、「令和 6 年度は 2 人が補助制度を利用した。かかった費用はそれぞれ概ね 18 万円で 3 分の 2 の 12 万円を補助し、自己負担が 6 万円ぐらいであった。」との答弁でした。「取得後、一定期間在団など縛りはあるのか。」との問い合わせ、「特

に縛りはないが、活動に熱心な団員を推薦してくる傾向があり、これまで取得してすぐやめたという団員は聞いていない。」との答弁でした。「備蓄食料処分について説明を。」との問い合わせに、「現在、1年分 9,000 食を 5 年のスパンで回している。5 年で賞味期限切れとなるため、毎年 9,000 食分が廃棄となる。賞味期限が切れる前に、自主防災会に配ったり、期限が切れた後はイノシシ捕獲時の餌に使ったりしているが、それでも廃棄が出るため、重量でいうと、915 キログラム分の予算を計上している」との答弁でした。「防災ヘリポート着陸点設置工事について説明を」との問い合わせに、「1 か所は既存の大河内林業センター付近のヘリポートで、アスファルト上の H マークが消えてしまっているので、新たに引き直す。もう 1 か所は三倉の製茶工場のアスファルト敷地を臨時防災ヘリポートとして指定していくため、H マークを書くための工事費となる」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で、防災課に係る審査を終了しました。

次に、政策企画課に係る審査に入りました。議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る政策企画課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「広報費の印刷製本費について説明を。」との問い合わせに、「物価高騰により単価を上げたいと業者から話があったが、今回は据え置きとなった。今後値上げ要求の話がある可能性はある。ただ、配布数の減少に伴い、広報もりまちの印刷部数を 6,200 部から 6,000 部に見直しをしている。」との答弁でした。「メール配信、ホームページ、L I N E の実績は。」との問い合わせに、「ちゃんとメールは、約 1,000 人程度の登録者数となっている。公式 L I N E は、1 万 741 人の登録者数となっている。ホームページの 1 日当たりの閲覧数は 131.2 件となっている。」との答弁でした。「情報収集サービス使用料について説明を。」との問い合わせに、「新聞記事に著作権が発生するため、現在、コピーやスキャンして情報共有することができない。公益社団法人日本複製権センターと契約することで、新聞紙をコ

ピ一、またスキャンして職員間で共有することができるようになる。」との答弁でした。「DX推進業務委託料について説明を。」との問い合わせに、「CDO補佐業務委託料、CIO補佐業務委託料、職員向けDX研修業務委託料の三つが入っている。このうち外部人材を活用しているCDO補佐業務、CIO補佐業務について少し説明すると、CDO補佐業務については、チーフデジタルオフィサーの略で、最高デジタル責任者というもので、副町長に該当するが、そこに対して外部人材が、デジタルを含む政策的な部分を補佐していくというような業務である。森町担当のCDO補佐官は、掛川市の職員として長く勤務されていた実績がある戸塚氏にお願いをしている。現在掛川市在住で、この辺りの地域事情を十分に理解したうえで支援をいただいている。CIO補佐業務については、チーフインフォメーションオフィサーの略で最高情報責任者というもので、こちらも副町長が該当する。外部人材がいわゆるICTツールを用いた課題解決を助言し、補佐をしていく業務になる。ICT化を専門の知見や業務実績、経験に基づく支援で、効果的・効率的に進めていくよう、いろいろと助言をいただいている。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で政策企画課に係る審査を終了し、3日目は散会しました。

3月17日、午前9時29分、議員控室において委員全員の出席、当局より町長、病院長出席のもと、委員会を再開しました。病院長に御挨拶をいただいた後、公立森町病院所管事項の審査に入りました。議案第36号「令和7年度森町病院事業会計予算について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、以上で、公立森町病院に係る審査を終了しました。

次に、総務課所管事項の審査に入りました。議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。「配偶者要件の中に事実婚を含むとあるが、事実婚をどのように認めるのか。」との問い合わせに、「法律婚

と同様の生活実態であることを確認するために、同居の事実を証明する書類のほか、事実婚を確認できる書類を提出いただく。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第6号「森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第7号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第8号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第9号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第10号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、次に、議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」に係る総務課所管事項についてを議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「会計年度任用職員は何人いて、報酬の総額はいくらになるのか。」との問い合わせに、「令和7年度予算に計上しているのは113人となり、特別会計、病院を除く企業会計の会計年度任用職員を含む全員の報酬を合わせると、約1億7,084万6,000円を見込んでいる。」との答弁でした。「システム標準化について説明と目的は何か。」との問い合わせに、「事業の概要について、現在、住民情報システムと言われる、町民の住基情報、税情報、福祉関係の情報、介護の情報等の基幹20業務を対象として、デジタル庁主導のもとで、各業務を所管する省庁が作成した標準仕様書に準拠した標準化システムを構築する事業で、国が主体的に推進をしている。それに森町として対応していくものである。事業の目的は、各地方公共

団体の住民サービスの確保、法改正対応のシステム改修の簡素化・費用削減、事業者固定の解消等である。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、以上で総務課に係る審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審議した議案15件の採決の結果は、次のとおりです。議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第15号、議案第17号、議案第24号、議案第27号、議案第30号、議案第36号の15議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上が、令和7年3月森町議会定例会において、第一常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長　（吉筋恵治君）　次に第二常任委員会委員長、川岸和花子君。

登壇願います。

5番議員　（川岸和花子君）　5番、川岸和花子です。

第二常任委員会委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議において第二常任委員会に付託されました案件は、議案第14号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第25号「森町道路線の廃止について」、議案第26号「森町道路線の認定について」、議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」、議案第28号「令和7年度森町国民健康保険特別会計予算」、議案第29号「令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第31号「令和7年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第32号「令和7年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第33号「令和7年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」、議案第34号「令

和 7 年度森町水道事業会計予算」、議案第 35 号「令和 7 年度森町公共下水道事業会計予算」、以上議案 12 件であります。

付託された議案審査のため、去る 3 月 12 日、13 日、14 日、17 日の 4 日間で委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3 月 12 日、午前 9 時 30 分、議員控室において委員全員の出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。副議長、町長の御挨拶をいただいたのち、付託の議案審査に先立ち、赤根円田線法面対策外 1 か所の現地視察を行いました。現地において、担当課職員から説明を受けた後、役場議員控室に戻り、審査の方法を確認後、まず、建設課所管事項の審査に入りました。議案第 25 号「森町道路線の廃止について」及び議案第 26 号「森町道路線の認定について」を一括議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「町道の廃止・認定についての基準はあるか。」との問い合わせ、「市町村道の認定の基準については地域の自主性に任せられることとされるため、『森町町道認定路線の選定要領』により選定している。」との答弁でした。他にさしたる質疑もなく、次に、議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る建設課所管事項についてを議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「地籍調査の委託について、山間部では、山林部分もあり、分かりにくい境界はどのように進めているのか。」との問い合わせ、「所有者の意見を優先しながら、公図を基に現地立会いをする調査を進めている。山林などは県の航空測量データを活用しての新しい技術も進んできているが、町が担当している範囲は宅地、農地、雑種地等の平地を調査している。」との答弁でした。「社会資本整備交付金（工業団地基盤強化）太田川圃場南 4 号線町道改築工事について、今年度からの継続工事が来年度はどのような内容になるのか。」との問い合わせ、「全体延長 100 メートルのうち、令和 7 年度の工事はボックスカルバート工 18 メートル、L 型擁壁工 61 メートル、盛土工を 100 メートルの予定である。ボックスカ

ルバート工については、北側の排水路につなげる予定で、南側にある排水路とも接続する計画である。」との答弁でした。「交通安全対策事業（森・天宮地区）町道新田・赤松線の改修工事補償費について、森小学校への補償内容は。」との問い合わせに、「桜の木を全て処分し、正門の再現、ネットの再現、倉庫の再築の予定で 2,100 万円分である。」との答弁でした。「新田赤松線の完成予定期は。」との問い合わせに、「令和 12 年度の完成を目指しているが、国費の配分で延伸することも考えられる。」との答弁でした。「橋梁補修設計業務委託料 14,000 千円の内容は。」との問い合わせに、「対象は市場橋で過年度の定期点検判定結果により、予防保全として修繕を行っていく補修設計業務委託料であるが、その中で落橋判定調査もあわせて行っていきたい。」との答弁でした。「町単独河川改修事業の水系別流入水路浸水対策基本計画作成業務委託料の内容は。」との問い合わせに、「近年の豪雨により特定の箇所では、水路があふれ、浸水被害などが複数回発生しており、溢水被害や浸水被害を防ぐために流下能力が不足している箇所の対策を検討する必要があり、今回は第 2 小藪川水系の流入水路浸水対策を検討する。優先度が高い 3 か所について、浸水している原因の特定、水理計算、概算工事費、対策工法の比較検討を行い、その箇所ごとに適切な浸水対策工法を検討する。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で建設課に係る審査を終了し、1 日目は散会しました。

3 月 13 日、午前 9 時 28 分から、委員会室にて委員全員の出席、当局から副町長同席のもと、上下水道課所管事項の審査に入りました。

まず、議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る上下水道課所管事項についてを議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「上水道安全対策事業繰出金 89,300 千円について、これから南部配水池工事予定は。」との問い合わせに、「令和 7 年、令和 8 年に新しい配水池の増設を行い、令和 9 年度に既存の配水池の屋根の改修を行う。北部配水池の増設タンクの給水

量は 1,000 立米で完成したが、南部配水池の増設タンクは 900 立米の計画である。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、次に、議案第 31 号「令和 7 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」、議案第 32 号「令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」、議案第 33 号「令和 7 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」を一括議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「国、県が町の簡易水道にも公営企業会計への移行を勧めているか。」との問い合わせに、「国からは強い要請があり、研究をしてきたが、施設の整備など資産の整理、持続可能な料金体系を組んでいく経営戦略を練る必要があり、現状としては難しいと考える。今後は老朽化した施設の維持管理に関わる費用を独立採算制の中で賄えるように料金改定も含めて、地元とよく話し合って進めていきたいと考えている。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、次に、議案第 34 号「令和 7 年度森町水道事業会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「給水収入が大きく減額している理由は何か。」との問い合わせに、「営業利用 75 ミリ口径の大口需要である中遠広域事務組合の一般廃棄物処分場での使用水量が、令和 5 年度から大きく減ったため減じる結果になっている。令和 4 年度には 1 日当たり 1,300 立米の使用量であったところ、令和 6 年 1 月末時点で 1 日当たり 680 立米ほどまで減っている。中遠広域事務組合に問い合わせたところ焼却灰の処理量を減らしており、それらを希釈するための水として使っていた上水道について使用量が激減したことが原因であるということが判明した。今後は審議会を開き、経営戦略の財政収支見通しを基に、料金改定すべきかどうかも含めて水道料金のあり方を考えていきたい。」との答弁でした。「町内の耐用年数 40 年を経過している布設配水管はどれぐらいあるか。」との問い合わせに、「配水管の更新は管路更新計画に基づき更新しているが、令和元年度計画作成時で耐用年数 40 年以上経過の配水管延長は 3 万 4,382 メートルであり、30 年以上 40 年未満という括りの配水管が 2 万

1,177 メートルだったので、5年以上経っている現在ではそれよりも増えている。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、次に、議案第 35 号「令和 7 年度森町公共下水道事業会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。「下水道料金の改定も、上水道料金の改定にあわせて考えていく予定なのか。」との問い合わせに、「令和 7 年度予算計上している経営戦略策定において、今後の浄化センターの改修等の投資計画や経営の見通しとなる収支の財政計画というものを明らかにしながら検討していく。」との答弁でした。「下水道接続率は。」との問い合わせに、「令和 5 年度末時点で、59.9 パーセントである。」との答弁でした。「浄化センターの汚泥の処理手数料 4,734 千円についての詳細は。」との問い合わせに、「令和 6 年度においては 1 年通して約 134 トン運び出している。年間 4 回の処理作業のうち 3 回は 10 トントラック 4 台分、1 回は 2 台分、汚泥を運び出し、10 トン車 4 台での作業時においては、1 回に 37 トンから 39 トンほどを運搬処理しており、令和 7 年度においても同様の計画である。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で上下水道課に係る審査を終了し、2 日目は散会しました。

3 月 14 日、午前 9 時 28 分から、議員控室にて委員全員の出席、当局から町長同席のもと、産業課所管事項の審査に入りました。議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る産業課所管事項についてを議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「森町体験の里振興費、キュービクルの修繕費約 2,000 万円についての経緯は。」との問い合わせに、「安全管理を委託している中部電気保安協会から更新をすべきとの指摘が入ったこと、また、もし故障が起きてしまった場合、アクティ森の営業だけではなく、近隣にも影響が出てしまう可能性があることから、修繕計画で予定していた屋根の修繕を遅らせ、キュービクルの修理を優先することとした。」との答弁でした。「森町体験の里アクティ森の指定管理先を今後検討していくために研究や調査を考えている

か。」との問い合わせに、「現在、株式会社アクティ森が指定管理者として運営をしている中で、指定管理料の増額等、厳しい状況がある。アクティ森という施設を今後も継続していくためには指定管理者についても検討していかなければいけないと考えている。」との答弁でした。「森町体験の里アクティ森の今年度の売り上げ実績は。また、売上げを伸ばす方策は。」との問い合わせに、「今年度4月から3月までの総売上げは約9,800万円を想定していて、令和5年度より約600万円伸びる予測である。今後は好調な八角庵やバーベキュー、よんな市の売り上げを伸ばすとともに、あじさいグループの事業を引継ぎ、総菜など加工製造商品の販売ができることで売上げが伸びることを期待している。」との答弁でした。「森町体験の里アクティ森コンサルティング調査から導いた改善点は。」との問い合わせに、「運営体制の効率化として、予約システムを導入し、24時間受付することで顧客を逃がさず、さらに余裕のできたスタッフによる満足度向上対策ができるようになった。また、犬を中心としたペット関連のイベントや施設整備などを検討していく。」との答弁でした。「森町産業立地奨励事業費補助金の対象となる新たな企業はないか。」との問い合わせに、「これは企業立地をしたときに、土地や雇用に対する補助である産業立地事業費補助金を申請して受理された企業に、その後かかる固定資産税を奨励事業として補助するものである。次年度予算には計上されていないが、新設工事を行っている企業から産業立地事業補助金の相談は受けている。」との答弁でした。「農業振興事業費の経営所得安定対策推進事業費補助金2,423千円は、いわゆる減反政策ではないのか。」との問い合わせに、「森町では独自に森町農業再生協議会にて米の生産数量の目安を示し、主食用米の生産は、水田の7割で適切な数量を確保しつつも、地域の特色ある作目に助成を行うことにより、水田農業全般の活性化を図っている。」との答弁でした。「大尾大日山線開通事業負担金が大きく減少している理由は。」との問い合わせに「森町嵯塚地内から島田市へ抜ける国有林地内で未開設部分があり、来年度

は、残土の処理など事業費の見直しを行うための測量設計を実施するため、開設工事と比較すると事業費が減少している。全体の事業計画では3万4,991メートルの延長の林道で、現在の進捗率は73.4パーセントである。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、次に議案第16号「森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。さしたる質疑はなく、以上で産業課に係る審査を終了しました。

次に、定住推進課所管事項の審査に入りました。議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」に係る定住推進課所管事項についてを議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「補助金、応援金などの施策から今年度の移住実績は。」との問いに、「令和6年4月以降町の制度を通しての移住は、23世帯38人となっており、移住された人の年代別の内訳は18歳未満が5人、18歳から29歳が18人、30歳から40歳が7人、40歳から50歳が3人、50歳以上が5人で、若い人が多い傾向にある。」との答弁でした。「若い移住者向けの住宅が必要ではないか。」との問い合わせに、「現在、町内に空き家が、600戸弱ある中で、その空き家を利活用した、町内工務店等のコンペティション形式により空き家をリノベーションした移住者向け住宅の提供等を考えている。また、新築住宅等についても今一度研究をして取り組んでいきたい。」との答弁でした。「町営住宅管理費の工事請負費、森山団地附帯設備新設工事5,500千円とやざき団地給排水設備改善工事5,000千円の詳細は。」の問い合わせに、「森山団地は2棟32世帯の森町で一番大きい町営住宅だが、駐輪場がないので2か所設置を計上している。やざき団地については、排水管の不具合によりカビの問題が顕著になり、令和4年度には、1階と2階の入居者に上の階に転居していただいた経緯もあり、配水管の大規模修繕工事を行い、屋内配管から屋外配管に変更を予定している。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で定住推進課の審査を終了し、3日目は

散会しました。

3月17日、午前9時30分から、委員会室にて委員全員の出席、当局から副町長同席のもと、税務課所管事項の審査に入りました。

まず議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」に係る税務課所管事項についてを議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「不動産鑑定評価委託料6,759千円と課税基礎資料（航空写真）作成業務委託料6,809千円の詳細は。」との問いに、「不動産鑑定評価委託料については、静岡県不動産鑑定協同組合に委託をしており、不動産鑑定士が鑑定するものである。航空写真作成業務委託料については、近隣8市町合同で航空写真を撮り、個別に業者と委託契約を結んで、各市町の面積案分で金額が決められ、森町は8.3パーセントである。電子基準点も各所に設けられており、測量技術の精度も上がっていることから、航空写真については令和9年度の評価替え等の課税資料として使用するだけでなく、建設課の道路台帳や産業課の森林台帳等にも活用される。」との答弁でした。「人口が減少しているのに個人町民税が伸びている要因は。」との問いに、「均等割については国の地方財政計画における伸び率を参考に算出しており、所得割については令和6年度における定額減税分の税額と経済状況の伸び率を勘案して算出している。」との答弁でした。「固定資産税が伸びている要因は。」との問いに、「新築の件数年間70棟程度による増を見込んでいる。また、新しく進出した企業の影響により、農地から宅地となり建物が建築され、土地と家屋と償却資産の固定資産税が伸びている。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、議案第28号「令和7年度森町国民健康保険特別会計予算」に係る税務課所管事項についてを議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。さしたる質疑はなく、次に、議案第14号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「今回の税率改定で、頻繁な税率改定は避けたいが何年か据え置けるの

か。」との問い合わせに、「国保運営協議会でも審議されたが、国保運営を巡る厳しい状況の中、急激に税率が上がることによる被保険者の急激な負担の増をできるだけ少なくすることと国民健康保険の安定的な運営を維持していくこととのバランスを図りながら、毎年の状況を踏まえて、税率改定については判断していくしかない。」との答弁でした。「森町の医療費が急に高くなっている理由は。」との問い合わせに、「森町は県平均より高齢化率が高いことと被保険者数が少ない中で透析など高額医療の患者が森町では多くなっていることなどが理由になっていると思われる。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、以上で税務課に係る審査を終了しました。

次に、住民生活課所管事項の審査に入りました。議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に係る住民生活課所管事項についてを議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「戸籍住民基本台帳事務費、氏名の振り仮名等の通知書作成業務委託料 5,186 千円について詳細は。」との問い合わせに、「戸籍への氏名の振り仮名の記載を必須とする戸籍法の改正の施行日が令和 7 年 5 月 26 日となっており、施行日後、戸籍に記載される予定の振り仮名について、法務省から示されているひな形に基づいて通知書を作成して、森町に本籍のある人に対して通知をする。誤りがあった場合、施行後以降、1 年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができ、特に通知した振り仮名に誤りがなければ届出の必要はない。」との答弁でした。「個人番号カードが配布されてから数年が経つが問題はないか。」との問い合わせに、「現在の交付率は森町において 91.7 パーセントであり、申請は任意であるため、今のところ特に問題はない。ただ、申請したくても、スマートフォンを使えない、窓口に出向くことができないという人に対して、出張申請を受け付けており、令和 6 年度は全部で 32 件、うち福祉施設に出向いた件数は 14 件、職員が出向いて顔写真を撮って申請の補助をしている。」との答弁でした。「森町省エネ家電買替購入

費補助金の詳細は。」との問い合わせに、「個人に対する補助事業であり、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、LED照明器具、電子レンジ、炊飯器の品目で、省エネラベリング制度による日本産業規格に基づいた省エネ基準達成率が 100 パーセント以上のもので緑色の e の文字のマークで表示されているものが対象。買替えに限るので、家電リサイクル券の発行を受けて、領収書と共に申請する。対象経費の 3 分の 1 補助、上限 5 万円で 200 件分を計上している。」との答弁でした。「森町の現在のごみの量の推移は。」との問い合わせに、「令和 5 年度の森町の可燃ごみの搬出量は 3,536 トンで、令和 6 年度の 2 月末時点での搬出量は 3,208 トンになっており、一人 1 日当たり 658.2 グラムと、町民の努力があり減ってきている。」との答弁でした。「中遠広域組合小規模地元環境整備事業負担金 25,000 千円の歳入は、一宮地区への地元対策事業として負担金を受け入れるものだが、どのような内容の事業を進めるのか。」との問い合わせに、「地元からの要望を受けて実施するもので、一つは町道宮代東大洞院線の改築工事として、宮代橋の歩道橋設置も含めた工事費にあてられている。もう一つは宮代西 9 号線の築造工事にあてられている。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、次に、議案第 28 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計予算」に係る住民生活課所管事項についてを議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。「人間ドック助成事業について条件はあるか。」との問い合わせに、「契約医療機関として、公立森町病院、聖隸健康診断センター、聖隸予防検診センター、遠州病院を考えており、医療機関によってドックの金額や種類は違うが、一人当たり 1 万 6,000 円を 100 人分計上している。」との答弁でした。他にさしたる質疑はなく、次に、議案第 29 号「令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とし、質疑に入りました。さしたる質疑はなく、以上で住民生活課の審査を終了しました。

付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ 1 件ずつ採決を行いました。審議した議案 12 件の採決の結

果は、次のとおりです。議案第14号、議案第16号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号の12議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上が、令和7年3月森町議会定例会において第二常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

- 議長 (吉筋惠治君) ここでしばらく休憩とします。
(午前11時30分～午前11時35分 休憩)
- 議長 (吉筋惠治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。
以上で常任委員会の報告を終わります。
これから委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長 (吉筋惠治君) 質疑なしと認めます。
これから各議案に対する討論、採決を行います。
この討論、採決は1件ごとで行います。
日程第2、議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長 (吉筋惠治君) 討論なしと認めます。
これから議案第5号を採決します。
本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
本案を決定することに賛成の方は起立願います。
- (起立全員)
- 議長 (吉筋惠治君) 起立全員です。
したがって、議案第5号は可決されました。

日程第3、議案第6号「森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は可決されました。

日程第4、議案第7号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は可決されました。

日程第5、議案第8号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います

(起立全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 8 号は可決されました。

日程第 6 、議案第 9 号「第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと消しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 9 号は可決されました。

日程第 7 、議案第 10 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

	(発言する者なし)
議長	(吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 10 号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立全員)
議長	(吉筋 恵治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 10 号は可決されました。 日程第 8、議案第 11 号「森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 11 号を採決します。 本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。 本案を決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立全員)
議長	(吉筋 恵治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 11 号は可決されました。 日程第 9、議案第 12 号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 12 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 12 号は可決されました。

日程第 10、議案第 13 号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 13 号は可決されました。

日程第 11、議案第 14 号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (吉筋惠治君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は可決されました。

日程第12、議案第15号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋惠治君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋惠治君) 起立全員です。

したがって、議案第15号は可決されました。

日程第13、議案第16号「森町天方宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋惠治君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋惠治君) 起立全員です。

したがって、議案第16号は可決されました。

日程第14、議案第17号「森町立図書館の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 17 号は可決されました。

日程第 15、議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について(森町小規模保育所)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 24 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 24 号は可決されました。

日程第 16、議案第 25 号「森町道路線の廃止について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

	(吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。
	これから議案第 25 号を採決します。
	本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立全員)
議長	(吉筋 恵治 君) 起立全員です。
	したがって、議案第 25 号は可決されました。
	日程第 17、議案第 26 号「森町道路線の認定について」を議題とします。
	これから討論を行います。
	討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。
	これから議案第 26 号を採決します。
	本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立全員)
議長	(吉筋 恵治 君) したがって、議案第 26 号は可決されました。
	日程第 18、議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」を議題とします。
	これから討論を行います。
	討論はありませんか。
	11 番、西田彰君。
	登壇願います。
11 番議員	(西田彰君) 議案第 27 号「令和 7 年度森町一般会計予算」に反対の立場から討論をいたします。
	令和 7 年度当初予算が昨年をさらに上回り、歳入歳出

10,425,000 千円の予算立てが提出され、審議をされました。歳入においては、町税のうち個人、固定資産税、環境性能割及び種別割、都市計画税において、前年より 6,938 万 2,000 円の増となっていますが、たばこ税及び法人税ほかで 605 万 8,000 円の減となっています。大手企業や官公庁では給与の引上げ等進んでいますが、中小企業ではどうでしょうか。昨年からの物価の高騰がどのように影響してくるのか、注視するところです。森町では、昨年も申し上げましたが、人口減少が進む中で、住宅建設や企業進出が進まないことは大きな懸念材料となっていると思います。予算歳出の中川下工業専用地域開発可能性詳細調査業務 65,010 千円の委託料の算定基礎が質疑では疑問符であり、令和 4 年度事業の開発可能性調査 880 万円は生かされているのでしょうか。さらに本年度も遠州の小京都リノベーション推進計画事業、交流の推進、シティプロモーション戦略の具体化が予算立てされています。旧児童館跡地周辺分筆登記等業務委託料や土地購入費 4,095 千円、都市公園基本設計業務委託料 8,500 千円、子育て世代の親御さんが要望する都市公園となるのでしょうか。昨年も申し上げましたが、今後のリノベーション推進計画期間の 10 年、11 年間に 10 億、12 億円を必要とすることは、一度立ち止まって、メリット、デメリットの検証が必要と考えるとともに、太田町長就任から遠州の小京都事業、シティプロモーション事業が加速し、街中の施策がかなり多くなっていると考えるのは私だけでしょうか。町全体を遠州の小京都と銘打つのであれば、全町的な施策を打つべきであります。ふるさと納税事業においては、先進地の取組を分析、取り入れた新しい魅力ある返礼品の開発、発掘の支援及び森町の特産品などをを使った 6 次産業化による商品化等、具体策が早急に求められています。体験の里アクティ森に関しては、一昨年、昨年と運営に関し、コンサルがされており、その内容から分析しても、修繕費、指定管理料 6,676 万 6,000 円は認めることができません。子育て世代への支援や教育関連支援は評価できますが、これが町

活性化、人口減少対策と言える施策が欲しいと考えます。以上申し上げまして、令和7年度当初予算に対する反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、私の討論を終わります。

議長 (吉筋 恵治君) 他に討論はありませんか。

5番、川岸和花子君。

登壇願います。

5番議員 (川岸和花子君) 5番、川岸和花子です。

ただいま議題に付されております議案第27号「令和7年度森町一般会計予算」について、賛成の立場で討論いたします。

令和7年度一般会計予算は10,425,000千円、前年度比7.3パーセント増であり、4年連続で過去最高となっております。大きなものとして、以前の台風、豪雨で被災した災害復旧工事、また新田赤松線の継続工事、そして天方コミュニティ防災センターの設置に向けた改修が計上されています。また、中川下工業専用地域の開発可能性調査で本格的に企業誘致に向けて動いている予算が計上されています。遠州の小京都リノベーション計画については、城下地区まちづくり事業、伴走支援業務委託、また歴史的建造物の改修設計業務委託料、調査図面作成委託料等城下地区の旧藤江勝太郎邸を含めた「みなどや」をはじめ、歴史的建造物に対する利活用を進めるような予算が計上されています。また森地区街中の旧児童館周辺の整備や旧周智高校跡地の都市公園整備事業などを計上されていて、遠州の小京都リノベーション計画が徐々に予算化されております。そのほか、移住政策も継続して行われ、二地域居住促進など調査され、また、移住者と地元との共有を持つる施策も計上されています。そのほか子育て世代への継続的支援、福祉サービスへの給付、後期高齢者医療広域連合に対する分担金、病院への繰出し、上下水道への繰出し等計上されていて、令和7年度は当初予算100億円を超える予算規模になっていますが、歳入については、大きなふるさと応援寄付金など、歳入を努

力して活用され、また町債については、交付税算入率の高いものを考慮しながら、将来的負担を勘案されて確保されています。近年、人件費も高くなり、資材、材料費も高騰している中での予算編成は、御苦労されていることが想像しますが、それでも将来の森町の発展となる足がかりとなる事業を組み込んでおられて、その先に変化していくだろう、期待の持てる予算になっていると感じております。以上の点から、私は賛成いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。以上。

議長　（吉筋惠治君）他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長　（吉筋惠治君）討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する第一常任委員会及び第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多數）

議長　（吉筋惠治君）起立多數です。

したって議案第27号は可決されました。

日程第19、議案第28号「令和7年度森町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長　（吉筋惠治君）討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長　（吉筋惠治君）起立全員です。

したがって、議案第 28 号は可決されました。

日程第 20、議案第 29 号「令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 多数)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立多数です。

したがって、議案第 29 号は可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

(午前 1 時 58 分～ 午後 1 時 10 分 休憩)

議長 (吉筋 恵治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 21、議案第 30 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 30 号は可決されました。

日程第 22、議案第 31 号「令和 7 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 31 号は可決されました。

日程第 23、議案第 32 号「令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 32 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長 (吉筋 恵治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 32 号は可決されました。

日程第 24、議案第 33 号「令和 7 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

	(発言する者なし)
議長	(吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 33 号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は起立願います。
議長	(起立全員) (吉筋 恵治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 33 号は可決されました。
	日程第 25、議案第 34 号「令和 7 年度森町水道事業会計予算」を議題とします。
	これから討論を行います。
	討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 34 号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。
	本案を決定することに賛成の方は起立願います。
議長	(起立全員) (吉筋 恵治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 34 号は可決されました。
	日程第 26、議案第 35 号「令和 7 年度森町公共下水道事業会計予算」を議題とします。
	これから討論を行います。
	討論はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(吉筋 恵治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 35 号を採決します。 本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決して

います。

 本案を決定することに賛成の方は起立願います。

 (起 立 全 員)

 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

 したがって、議案第 35 号は可決されました。

 日程第 27、議案第 36 号「令和 7 年度森町病院事業会計予算」を議題とします。

 これから討論を行います。

 討論はありませんか。

 (発言する者なし)

 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

 これから議案第 36 号を採決します。

 本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

 本案を決定することに賛成の方は起立願います。

 (起 立 全 員)

 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

 したがって、議案第 36 号は可決されました。

 日程第 28、発議第 1 号「森町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

 職員に議案を朗読させます。

 (職 員 朗 讀)

 議 長 (吉 筋 恵 治 君) お諮りします。

 本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

 御異議ありませんか。

 (「異議なし」という者多数)

 議 長 (吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

 これから発議第 1 号を採決します。

 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

	(「異議なし」という者多数)
議長	(吉筋 恵治君) 異議なしと認めます。 したがって、発議第1号は可決されました。 日程第29、発議第2号「森町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。
	(職員朗読)
議長	(吉筋 恵治君) お諮りします。 本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。 御異議ありませんか。
	(「異議なし」という者多数)
議長	(吉筋 恵治君) 異議なしと認めます。 これから発議第2号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議長	(吉筋 恵治君) 異議なしと認めます。 したがって、発議第2号は可決されました。 日程第30、「政策提言の検証評価の提出について」を議題とします。 政策提言の検証評価をサイドブックス掲載のとおり、町長へ提出したいと思います。 御異議ありませんか。
	(「異議なし」という者多数)
議長	(吉筋 恵治君) 異議なしと認めます。 したがって、サイドブックス掲載のとおり提出することに決定しました。 日程第31、「提言書の提出について」を議題とします。 提言書の提出について、経過並びに結果について委員長の報告を求めます。
	第一常任委員会副委員長、加藤久幸君。

7番議員

登壇願います。

(加藤久幸君) 第一常任委員会副委員長、加藤久幸でございます。

提言書を読み上げさせていただきます。

森町議会では、人口減少問題をテーマに第一常任委員会を開催し、調査研究を進めてまいりました。また、本年度も引き続き、住民要望を聞く意見交流会の実施や先進地の視察を行いました。令和5年度に提言した項目を検証評価する中で、本年度の提言書として取りまとめましたので、町政に反映していただきますようお願いいたします。

提言書1、障がい者就業支援施設の設置について。森町では、就労継続支援事業所を利用している障がい者に対する事業所が少ない。誰一人取り残すことなく、より利便性と持続可能な支援につながるよう、森町市街地に就労支援B型事業所の設置を進める事。また、障がいのある人が安心して暮らすことができる施策を推進すること。

提言書2、若い世代に魅力あるまちづくりについて。人口減少の要因の一つとして、若い世代の人口流出が見られる。就学後も森町に留まりたい、または帰省し、森町の将来を担いたいと思えるような魅力あるまちづくりや環境が今まで以上に必要とされる。ブランドのさらなる磨き上げと南部への住宅政策を推進すること。

提言書3、防災対策について。近年地球温暖化の影響とされる記録的な豪雨が頻発し、それに伴う大規模な災害も頻発している。また、南海トラフ地震の発生率も30年以内に80パーセントと上昇し、さらに町民の不安が募っている。不安解消の一助となるよう、特に以下に掲げる点について対策を講じること。洪水浸水想定区域内における避難手段の確保。山間部等孤立する可能性のある地域集落の避難手段の確保。豪雨前、豪雨中、豪雨後における適切な情報収集と情報公開。主要道路の寸断に備えた迂回路の整

備。避難所等に不足している設備・備品の整備、以上申し上げまして、第一委員会提言書とさせていただきます。

議長　（吉筋恵治君）第二常任委員会副委員長、佐藤明孝君。登壇願います。

3番議員　（佐藤明孝君）第二常任委員会副委員長、佐藤明孝です。それでは提言書を朗読させていただきます。

森町議会では人口減少問題をテーマに第二常任委員会を開催し、調査研究を進めてまいりました。また、本年度も引き続き、住民要望を聞く意見交流会の実施や先進地の視察を行いました。令和5年度に提言した項目を検証評価する中で、本年度の提言書として取りまとめましたので、町政に反映していただきますようお願いいたします。

提言書1、企業誘致への取組について。町では遊休地や工場跡地などを中心に企業誘致や雇用の創出に取り組んでいるが、実績につながっていない。東名・新東名を生かしたまちづくりとして、町が積極的に介入し、森掛川IC周辺、遠州森町PA周辺、中川下工業団地周辺などへの企業誘致が達成できるよう、以下を提言する。1、遠州森町PA周辺等の農地転用を進め、町が積極的に企業誘致に努めること。2、企業のニーズや森町の強み（セールスポイント）把握したうえで、町長を先頭にトップセールスを行い、実績を上げること。

提言書2、住宅政策について。人口減少が急速に進んでおり、住宅政策などの対策が必要である。森町として、移住者の確保のため、現状を把握したうえで、民間事業者と連携して、新たな住宅政策を進めること。また継続して移住定住の促進を図るよう、以下を提言する。1、若い家族が求めやすい価格帯の土地・建物の住宅政策を進めること。2、民間業者と連携したPFI住宅の取組を進めること。3、「どうする空き家」決断シートを普及させ、空き家・空き地利活用の推進を図ること。

提言書3、農業振興の取組について。近年、茶の価格の低迷に

より、町の農業全体が停滞している。荒廃農地解消を含め、後継者育成と収益の上がる農作物への転換が必要である。それぞれの地域の特性を踏まえ、以下を提言する。1、森町の基幹作物である茶の振興に努めること。2、収益の上がる農産物への転換（中山間地域・南部地域）を検討し、農業振興を図ること。3、新規就農者を増やしていくために、町独自の研修制度や農業指導実習を設けて、育成に努めること。4、森町の農産物を利用した6次産業化を進めること。

提言書4、鳥獣被害対策について。町では、野生鳥獣による農林作物の被害防止のため様々な対策に取り組んでいる。しかし、近年は鹿による被害が多く、町民も苦慮しているため、早急な被害対策が必要である。そこで、以下を提言する。1、鹿やイノシシの駆除を進めるとともに、獵友会の高齢化による後継者不足への対策を継続すること。2、カモシカの生息数は調査されているが、被害状況の調査についても積極的に進め、必要があれば、県の対策市町に登録し、捕獲も視野に計画を進めること。

提言書5、小規模飲料水供給施設支援について。中山間地域では、小規模飲料水供給施設の利用戸数の減少により、各戸の負担が増え、さらに高齢化により、維持管理に苦慮している。安心・安全の水を確保する、平等性の点からも対策が必要と考える。以下を提言する。現状の補助制度の上限金額及び補助率を3分の2へ引き上げること。以上、第二常任委員会からの提言内容でございます。

議長　（吉筋 恵治　君）提言書はサイドブックス掲載のとおり、町長へ提出したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者多数）

議長　（吉筋 恵治　君）異議なしと認めます。

したがって、サイドブックス掲載のとおり提出することに決定しました。

日程第 32、「森町体験の里等管理運営調査特別委員会委員長報告について」を議題とします。

本件について、経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

森町体験の里等管理運営調査特別委員会、亀澤進君。

登壇願います。

12 番議員 (亀 澤 進 君) 森町体験の里等管理運営調査特別委員会委員長、亀澤進でございます。

森町議会は、令和 6 年 10 月 23 日の本会議において、議員全員で構成する、森町体験の里等管理運営調査特別委員会を設置しました。

12 月 13 日、午前 9 時 30 分、委員会室において委員全員の出席のもと、第 1 回目の委員会を開会しました。

まず、当局より事前にいただいた森町体験の里「アクティ森」事業概要及び経緯、入場者数、体験者数、売上高、平成 4 年から令和 5 年までの損益計算書、土地及び建物の現状、土地の現状図面、体験内容の経過等の資料をもとに、これまでの経緯等について確認しました。

次に、森町体験の里「アクティ森」について、委員それぞれの意見を聞き、当委員会の目的を明確にしました。出された主な意見は、「これまでの努力は認めるが、売上げも入場者数も減っている。」「今後の運営は厳しいと思う。」「指定管理料を当然化していて、実質運営できていない。」「維持することが目的ではない。」「打開策が見えてこない。」「観光として振るっていない。」「首長が社長では成り立たないと思う。」「観光目的は理解できるが、町が運営するものではないのでは。」「営業 30 年を切りになくすべき。」「ビジョンが見えてこない。」「指定管理料と事業内容のバランスが民間の感覚に沿わない。」「町から切り離すべき。」「黒字でも民間に譲渡した自治体がある。町が持つ必要はない。」「経営感覚がない者が運営しても長続きしない。」「全て民間に任せるべきで

は。」など、全委員から厳しい意見が出され、「町はアクティ森の事業全てから手を引くべき」という意見で一致しました。

令和7年1月16日、午後1時30分、委員会室において委員全員の出席のもと、第2回目の委員会を開会しました。副委員長が収集した資料を基に、近隣自治体における類似施設の動向を研究しました。研究した施設は、掛川市森の都ならここの里、指定管理から民間へ譲渡、掛川市健康ふれあい館（大東温泉シートピア）、指定管理から民間へ譲渡、竜洋海洋公園オートキャンプ場、指定管理を継続、の3施設です。その後、意見交換を実施しましたが、前回と同様に「町はアクティ森の事業全てから手を引くべき。」という意見で一致しました。

2月13日、午前9時30分、議員控室において委員全員の出席のもと、第3回目の委員会を開会しました。産業課職員より令和6年度予算で執行した、森町体験の里運営コンサルティング業務委託の結果報告を受けました。その後、意見交換を実施し、指定管理のままでは行政の枠を超えられないことがよく分かりました。次に、森町体験の里「アクティ森」事業についての提言について協議しました。

3月21日、午前11時、委員会室において委員全員の出席のもと、第4回目の委員会を開会しました。森町体験の里「アクティ森」事業についての提言について協議し、提言書を作成しました。

それでは提言書を読み上げます。

森町体験の里「アクティ森」事業についての提言。森町長、太田康雄様。

森町体験の里「アクティ森」は、町の観光の核となるべき施設として設置され、その整備は昭和61年に始まり、平成3年に体験センターが開業、平成4年にレストラン・テニスコート・ハーブ園等が開業、平成5年に農産物加工施設・水辺のパーゴルフが開業され、平成7年からは（株）アクティ森による全面業務委託が開始されました。ピーク時には年間来場者数は15万人強、体験

者数も5万人前後を維持し、町の観光拠点施設として町内外の多くの人々の交流の場所となっていました。しかしながら、施設の老朽化や多様化するニーズへの対応が課題となり、来場者数・体験者数はともにピーク時の3分の1弱と減少してしまいました。このような状況から森町議会は、体験の里等管理運営調査特別委員会を設置し、今後どうすることが望ましいのかまとめて提言をすることとしました。森町議会は、30年以上にわたり森町体験の里「アクティ森」事業を認めてきました。しかしながら、特別委員会で調査した結果、事業規模と業績のバランスは悪化の方向をたどり、目的としていた「観光振興と推進」「地域産業の振興」「農林水産業の振興」「町内外の文化交流」「健康増進」「生涯学習」「雇用機会の増加」などを達成することが困難な状況になっていると判断しました。また、類似施設の動向を研究したところ、廃止あるいは民間へ譲渡している自治体も多くあることが分かりました。さらに、コンサルティング業務の結果報告を受け、指定管理のままでは行政の枠を超えないことがよく分かりました。よって、町は当事業から一切手を引き、廃止あるいは民間譲渡を検討することを提言します。以上が、森町体験の里等管理運営調査特別委員会の経過と結果でございます。本委員会で作成した提言書については、町長へ提出したいと考えています。御清聴ありがとうございます。

議長　（吉筋 恵治　君）提言書はサイドブックス掲載のとおり、町長へ提出したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者多数）

議長　（吉筋 恵治　君）異議なしと認めます。

したがって、サイドブックス掲載のとおり、町長へ提出することに決定しました。

日程第33、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (吉筋 恵治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第34、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (吉筋 恵治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第35号、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました、次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (吉筋 恵治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 7 年 3 月 森町議会定例会を閉会します。

(午後 1 時 42 分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和7年3月26日

森町議會議長

会議録署名議員

同 上